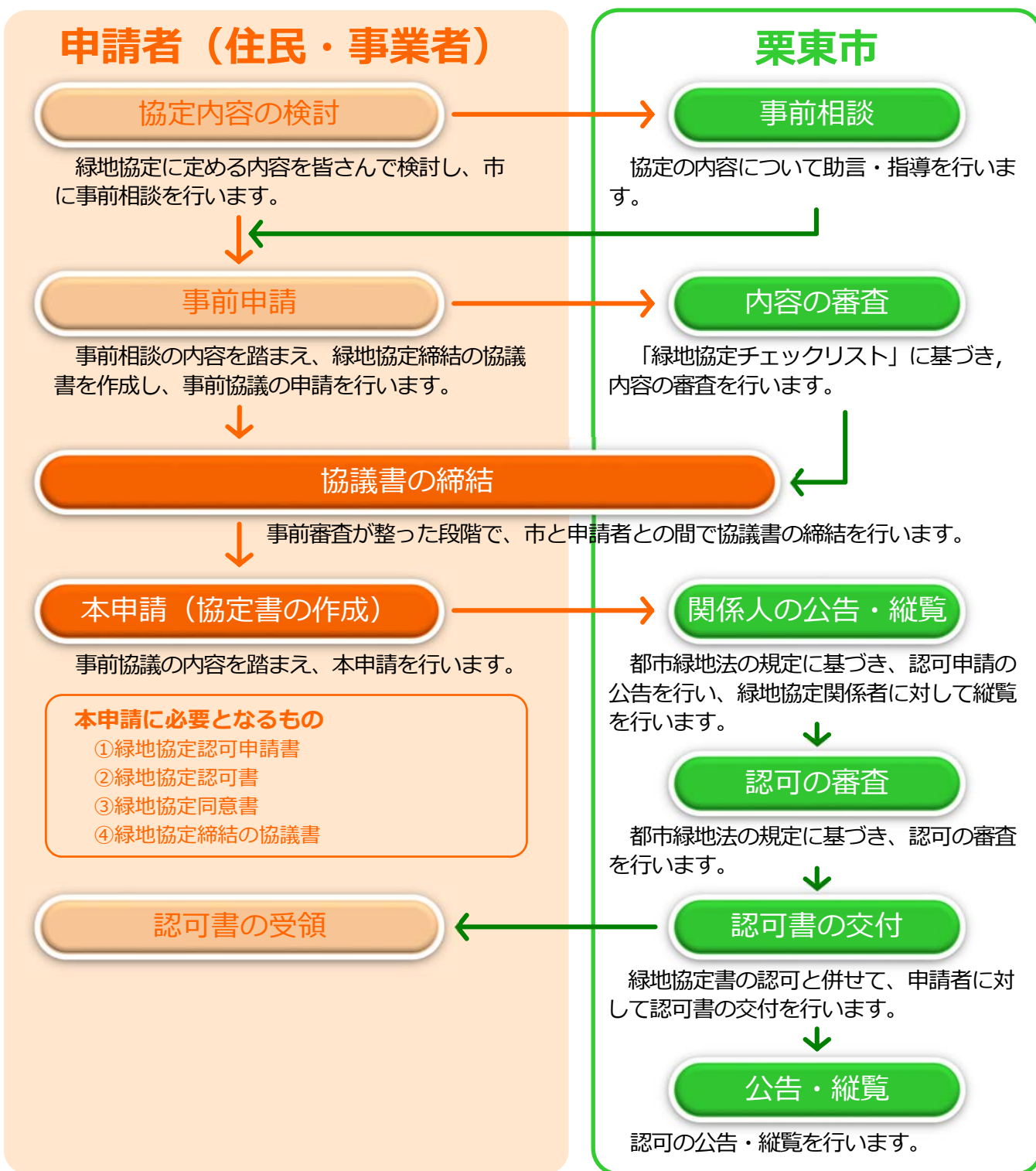


緑地協定の申請・認可の流れ



緑地協定

より良い緑の環境をつくり、
いつまでも快適に暮せる
良好な市街地環境を目指して、
皆さんのまちでも
緑地協定制度を活用してみませんか？



緑地協定制度のあらまし

緑地協定とは、都市緑地法に基づき、自分たちの住むまちの環境をより良くしていくために、土地所有者等の合意によって締結される協定です。

皆さんが決めた協定の内容を市が認可することで、法的な効力をもちます。

緑地協定には、次の2種類があります。

- **全員協定** 地域住民の皆さん全員で合意して協定を結びます。
(45条)
- **一人協定** 開発事業者が分譲前にあらかじめ協定をつくり、分譲が進み、住民が住み始めると有効になります。
(54条)

※本市では、次の9地区で緑地協定が結ばれています。

(平成27年3月現在)

- ・高野岩畑地区
- ・大平田地区（御園）
- ・栗東団地地区（川辺字平葉）
- ・栗東ルモンタウン地区（荒張）
- ・レークヒル栗東地区（安養寺）
- ・上砥山川南地区
- ・林ニュータウン地区
- ・瀬流ニュータウン地区（川辺）
- ・トゥルータウン小野下茂中地区

緑地協定のメリット

地域の環境・景観・価値が高まります

協定を締結した一団の区域全体で緑化を行うため、計画的な緑化が図れ、地域の環境・景観・価値のレベルが向上します（緑化活動を行うにあたっては、支援制度が受けられる場合があります）。



地域の緑化活動が円滑に行えます

協定に同意した人でつくる運営委員会の設置により、維持管理の主体が明確となるため、緑化活動が円滑に行えます。



地域のコミュニティが高まります

運営委員会の皆さんで緑化活動や管理作業を行うため、住民の皆さんのコミュニティが高まります。



将来に緑をつなぐことができます

協定を結んだ地区では、土地の所有者が変わっても協定の効力が維持されるため、長い期間にわたって緑豊かな環境を守ることができます。



このリーフレットは、「栗東市緑地協定推進実施要綱」の概要を取りまとめたものです。(平成27年3月)

お問い合わせ先

栗東市 建設部 都市計画課

栗東市 都市計画課

検索

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33
TEL (077)551-0116 FAX (077)552-7000
E-mail toshikeikaku@city.ritto.lg.jp

緑地協定に定める内容

緑地協定では、皆さんが協力し合い、地域にふさわしい緑化活動を継続していくため、次の内容を定めます。



👉 協定の名称 (第4条第1号)

👉 協定の目的となる土地の区域 (第4条第2号)

どの範囲を協定の対象とするかを決めましょう。
※道路などを区域の境界にして、範囲を明確にしてください。
※公園や学校などの公共施設は対象となりません。

👉 協定区域内の土地所有者等の名称 (第4条第3号)

緑地協定は、対象とする範囲内の土地所有者等の全員の方の合意が必要です。

👉 緑化に関する事項 (第4条第4号)

● 樹木等の種類

協定地区にふさわしい樹木の種類やシンボルツリーなどを決めましょう。
樹木以外に、花や芝などによる緑化も考えましょう。
維持管理のしやすい樹種を選ぶことも重要です。

● 樹木等を植栽する場所

道路に接する部分など、地域の景観を高める上で効果的な場所を優先しましょう。
列植、群植、刈り込みなどの植栽の方法についても配慮しましょう。
プランターやフラワーポットなどで窓辺に花を飾るのもきれいです。

● 垣または柵の構造

垣や柵は、生垣などにすることで、まちなみに連続性や一体感が生まれます。

👉 樹木等の維持管理 (第4条第5号)

樹木の仕立て方、剪定や刈り込み、病害虫防除などの維持管理の方法を決めましょう。
個人の造園的な意向を尊重することも重要です。

👉 修景等施設 (第4条第6号)

フラワーポットや植木鉢のほか、ベンチや照明なども上手く活用しましょう。

👉 協定の有効期間 (第4条第7号)

協定の有効期間は、認可の公告のあった日から10年が標準とされています。
有効期間後は、過半数による協定廃止の申し出がない限り、協定は更新されます。

👉 協定に違反した場合の措置 (第4条第8号)

皆さんで決めたルールを守っていきましょう。
万が一、協定を守らなかったときの対策を決めておきます。

👉 運営委員会

協定の内容に沿った緑化や維持管理が円滑にできるように、協定の運営委員会をつくりま



まちの個性を高めるポイント

まち全体が花や緑で包まれた環境をつくるためには、一人ひとりの取り組みが重要です。
ここでは、皆さんのご自宅でもできる効果的な緑化のポイントを紹介します。
緑を育てる楽しみを味わいながら、心地よく暮せるまちをみんなで作っていきましょう！

生垣

道路沿いの生垣は、災害に強く、まちなみの美しさを際立たせ、まちなみに一体感や連続性を与えます。
花の咲くものや実のなるものを用いることで、四季の変化も楽しむことができます。



シンボルツリー

シンボルとなる木の種類を決めて、通りから見えるなど効果的な場所に植えます。
まちなみに個性や風格が生まれるとともに、地区のランドマーク(目印)にもなります。



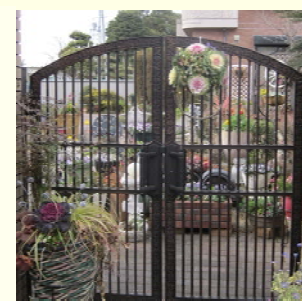
芝生

樹木を植えない場所でも、芝生で緑化することにより、より多くの緑の空間を確保することができます。



プランター・フラワーポット

玄関周りや窓辺、ベランダなどのちょっとした空間を上手く利用し、プランターやフラワーポットで飾ることで緑豊かな印象を与えます。



玄関・ポーチ

玄関先を花や木で飾り、緑のおもてなしをします。
住む人の心が穏やかになるだけでなく、訪れた人の目も楽しませることができます。
維持管理しやすいものを選ぶのも重要です。

